平成２９年（フ）第４８号
山形県南陽市若狭郷屋842番地の２メルベイユ205号室
債務者　冨樫　　亘
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１２７号
群馬県高崎市中泉町621番地10　ドリームハウス中泉103号、前住所群馬県高崎市飯塚町1205番地13　ＨＯＸ10　201号
債務者　神澤　英明
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３１２号
埼玉県川越市並木西町17番地36
債務者　渋谷るみ子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１９号
埼玉県川越市新宿町６丁目８番地８（第２静和荘201号室）
債務者　松崎さやか
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３４１号
埼玉県富士見市諏訪２丁目10番44号　アラノコーポ206
債務者　福田　　浩
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５４号
埼玉県川越市新宿町６丁目８番地８（第２静和荘202号室）
債務者　鶴田　　進
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５８号
埼玉県鶴ヶ島市羽折町19番地９　メゾンソレイユ103号
債務者　佐藤　典夫
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３７０号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1497番地29
債務者　中沢　神奈
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４５号
静岡県三島市谷田（御門）490番地の10　パストラルハイムみかどⅡ－203
債務者　西村　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
山口県周南市大字久米327番地の191　楊井晴夫方、申立時の住所大阪市城東区今福西４丁目１番22号　サンライズ今福　503
債務者　永井　愛佐
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０８号
大阪府豊中市三和町４丁目７番１号
債務者　加藤めぐみ
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３８号
大阪市福島区大開３丁目４番５号　浪速通運寮　303号、前住所大阪市住之江区新北島６丁目１番21号
債務者　山原　拓朗
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４５号
大阪市港区弁天４丁目11－17　ジュネーゼグラン弁天町805号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市三井南町30番４－907号
債務者　三川　勝久
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４０７号
大阪府茨木市西駅前町８番15号　西駅前吉田マンション　410号
債務者　木村　義則
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９６号
大阪市西成区南津守７丁目12番42号
債務者　髙橋　　和（旧姓池宮城）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６２７号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番43－627号
債務者　渡辺絵梨子（旧氏名渡辺喜代子）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６４７号
大阪府摂津市千里丘東５丁目11番６－102号
債務者　阿部　雅人
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部